

総合メディカルグループ 倫理行動指針

総合メディカルグループ 倫理行動指針は、総合メディカルグループで働くすべての役員・社員等が、とるべき行動の指針を定めたものです。「よい医療を支え、よりよい社会づくりへの貢献」という社是のもと、法令遵守は当然のこと、企業人として社会人として高い倫理観をもった企業活動を実践することで、社会の信頼に応えるとともに、一人ひとりの社員が成長することをめざします。

1. 法令および社内規程・ルールの遵守

関連法令（医療法、薬機法、健康保険法、会社法、金商品取引法、独占禁止法、著作権法、個人情報保護法など）のほか、社内規程・ルールを遵守します。また、それらについての知識を深め、違反行為を未然に防止し、公正で健全な企業活動に努めます。

2. 適用範囲

本行動指針は、総合メディカルグループのすべての役員・社員等に対し適用されます。

3. 健全な職場環境

（1）基本的人権の尊重

- 基本的人権、多様性、異なる価値観を尊重し、社内外のいかなる人々に対しても、人種・国籍・信条・性別・年齢・社会的身分・出身地・疾病・障がい・性的指向などによる差別をしません。
- 児童労働・強制労働・奴隷労働・人身売買といった不当な労働慣行を許容しません。

（2）労働安全衛生、適正な労働環境

- 安全で衛生的な労働環境を提供し、社員一人ひとりが心身ともに健康に活躍できる職場づくりを行います。
- 誠実な労働に対する適正な賃金を得るとともに、サービス残業などの違法行為を認めず適正な労働時間、福利厚生など良好な労働環境の維持に努めます。

（3）ハラスメントの禁止

- ハラスメント、または相手がハラスメントと感じるような行為をしません。（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど）
- ハラスメントのない職場環境の維持に努めます。

4. 誠実な企業活動

(1) 品質と安全性を堅持した商品・サービスの提供

- お客様の要望を満たす品質と使いやすさを備えた商品・サービスを提供します。
- 安全性・信頼性・環境保全に配慮した商品・サービスを提供します。

(2) お客様に対する誠実な活動

- 提供する商品・サービスについて、虚偽のない正しい情報を公開します。
- お客様からの問い合わせに対して、誠実に対応します。

(3) 適切な広告宣伝

- 適切な広告宣伝活動を行い、お客様が商品について正しく理解・評価できるように努めます。

(4) 税法および会計基準の遵守

- 税法や定められた会計基準に則した財務・会計処理を行います。
- 不正会計や粉飾決算(架空売上・経費水増し・領収証の改ざん)を行いません。
- 社内外の監査機能を強化し、健全な企業経営を行います。

(5) 適時・適切な情報開示

- 企業活動に関する重要な事項について、適時・適切に開示します。
- 株主や投資家の意見を企業経営にいかし、良好な信頼関係を築きます。また、会社の最高意思決定機関である株主総会を適正に運営し、説明責任を果たします。

(6) インサイダー取引の禁止

- 会社や取引先等に関する重要な未公表事実を知りながらその株式等の売買を行うなど、法令に違反する内部者取引（インサイダー取引）を行いません。

(7) 贈収賄・不適切な接待の禁止

- 公務員など公的機関の職員(元職員を含む)に対して、接待や贈答を行いません。
- 接待や贈答などを行う場合、受ける場合には、十分な注意を払い、健全な商慣習の範囲、あるいは一般的な常識の範囲で行います。また、資材・サービスの調達先からは、贈答や接待などを受けないようにします。

(8) 公正・透明・自由な競争と適正な取引

- 不当な価格協定・談合・ダンピングなど、自由な競争を妨げる行為を行いません。

5. 会社資産の保全

(1) 個人情報の管理

- 個人情報は、「個人情報保護方針」や社内のルールに従って適切に管理し、取り扱います。

(2) 知的財産の保護

- 自社が保有する知的財産権を適切に保護および管理するとともに、他人が保有する知的財産権を侵害するような事業活動を行いません。

(3) 情報の管理

- 「情報セキュリティ方針」や社内ルールに従って、情報を適切に管理し、会社の重要な資産である機密情報を流出・漏えいさせません。

6. 社会・地球環境とのかかわり

(1) 反社会的勢力との関係断絶

- 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関わりを一切持ちません。

(2) 地球環境の保全

- 地球環境を守るため、環境への負荷に考慮した事業活動を実践することにより、人と環境に優しい安全・安心な商品やサービスを社会に提供できるよう努めます。

(3) コミュニティとの協働・貢献

- 広く社会と双方向のコミュニケーションを充実させ、協働して社会的課題解決に努めます。
- 地域に根ざしたかかりつけ薬局として、総合メディカルグループの薬局が所在する地域社会との交流を深め、地域の人びとの健康を支える活動を積極的に行います。

本方針の実行については、ESG 管掌役員が責任を負うものとします。また、本方針は、社会の変化・関連法令の改正・事業活動の変動等に合わせ、毎年見直しを行い、必要に応じて更新するものとします。

本行動指針は、総合メディカルグループ株式会社の取締役会において承認されました。

2025年11月25日制定
総合メディカルグループ株式会社
代表取締役社長 多田 荘一郎

改訂履歴

制定・改訂日	適用開始日	改訂内容
2025年11月25日	同左	制定
2026年3月31日	同左	責任の所在の明確化、審査メカニズム（本方針見直しの具体的な更新費度）の追加